

生食発 0126 第 1 号
平成 29 年 1 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 17 日付け食安発 1017 第 1 号 最終改正：平成 28 年 6 月 3 日付け生食発 0603 第 1 号。以下「通知」という。）により取り扱っているところです。

今般、昨年 5 月に実施された中国政府による中国向け輸出水産食品登録施設に係る現地調査の結果を受け、通知の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管内関係営業者等への周知について、御配慮いただくようお願いします。なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

第 1 改正の概要

1. 中国向け輸出水産食品登録施設の分類について

中国政府が定める水産食品衛生関係規定（以下「衛生規定」という。）を踏まえ、中国向け輸出水産食品登録施設（以下「登録施設」という。）の定義を見直したこと。

これにより、例えば包装のみを行う施設は、従来は保管施設として取り扱われていたが、改正後は加工施設として登録し、衛生証明書を発行すること。

また、保管施設として登録された施設は、中国政府に登録された海外の施設及び船

船で加工され輸入された製品の保管のみを行った場合に限り、衛生証明書を発行すること。

2. 施設の登録要件について

中国における衛生規定を踏まえ、登録施設に係る衛生要件等を見直したこと。現に登録を受けている登録施設にあっては、改正後の要領別添1の衛生要件に適合することを確認した場合は、引き続き登録施設として取り扱うこと。

なお、1に基づき登録施設の分類が変更となる場合及び当該要件を満たさない場合には、改正後の要領別紙様式2及び別紙様式3により、当部監視安全課宛てに連絡することがそれぞれ必要となること。登録施設の変更及び廃止については、中国政府での手続が必要となり、本年2月28日までの受付分については、本年3月中旬に中国政府に連絡することとしていること。その後についても、手続は随時行うこととしているが、適用期日前に手続を完了する観点から、速やかに対応いただくことが望ましいこと。

3. 登録申請中の施設の取扱いについて

現在、登録申請中の施設を含め新たな登録手続においても、改正後の要領に規定される要件を満たす必要があること。このため、登録申請中の施設については、改正後の要領の登録申請手続に基づき、改めて手続を行う必要があり、関係する施設には追って連絡することとしていること。

なお、施設の登録手続再開にあたり、中国政府による施設の抽出検査の実施が必要とされている。

4. 登録施設の監視指導について

登録施設における衛生要件への適合性を確認するため、衛生証明書発行機関において、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて登録施設の監視指導を実施することとしたこと。

なお、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、監視指導において、必要に応じ、登録施設に係る衛生要件の適合性確認等を行い、その結果について、当該施設を所管する地方厚生局宛てに連絡いただきたいこと。

5. 自主検査について

従前、衛生証明書の発行申請の際に、輸出者等に対して、定期的を実施する自主検査の成績書の添付を求めてきたが、中国の衛生規定に対する違反状況等を踏まえ、自主検査の成績書の添付を必要とする場合には別途通知により添付を求めることとし、

要領の検査基準は廃止したこと。

なお、関係事業者は、中国における微生物基準、輸出水産食品に係る違反事例等を踏まえ、引き続き適宜自主検査等を行うことにより、中国向け輸出水産食品の安全性確保に努めること。

6. その他

船舶の定義、登録要件、登録手続、衛生証明書の発行手続、監視指導等については、水産庁において検討中であり、追って通知する予定であること。

第2 適用期日

本通知の、施設の登録、変更及び廃止に係る手続並びに改正後の要領の8.(1)エに基づく自主検査については本日から適用することとし、衛生証明書の発行手続等その他の取扱いの適用日については中国政府と協議中であり、追って連絡することとしていること。